

「西宮市文化振興ビジョン第2期（素案）」にかかる 意見募集手続（パブリックコメント）の実施について

西宮市はこのたび、「西宮市文化振興ビジョン第2期」の素案を作成しましたので、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

当ビジョンは、前ビジョンから10年が経過し、劇場法や文化芸術基本法の施行や指定管理者制度の本格化など、文化芸術を取り巻く社会環境が大きく変化したことに伴い、文化芸術のあり方を見直し、今後10年間にわたる文化振興の基本的な考え方や主な施策の方向性を示すものです。今後、皆さまからの意見を参考に、策定作業を進めます。

【意見募集要領】

1. 意見募集期間

平成30年8月10日（金）から平成30年9月10日（月）

2. 意見の提出方法

① 書面による意見提出

意見書（様式は自由です）に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先（電話番号等）、その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

【郵 送】 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市文化振興課あて《消印有効》

【電子メール】 vo_bunka@nishi.or.jp

【F A X】 0798-35-4045

【窓口提出】 西宮市役所本庁舎5階 文化振興課

② 「兵庫県電子申請共同運営システム」による意見提出

市のホームページ（ページ番号：33340927 で検索）から入力フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。

3. 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記載必須事項（※）
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※ 上記に該当しない方（団体）は意見を提出することができません。また、記載必須事項の記載がない場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4. その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見受付や意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・素案は、市のホームページでも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：西宮市文化振興課 Tel 0798-35-3425

郵送またはファックスで意見を提出される方は、よろしければこの用紙をお使いください。

西宮市文化振興ビジョン第2期（素案）に対する意見

氏名・団体名 ＜記載必須＞			連絡先 (電話番号等)		
住所・所在地 ＜記載必須＞				年齢	歳
職業	会社員・自営業・公務員・学生・その他（ ） ※ 該当する項目に○印をご記入ください。				
＜以下は「西宮市民以外の方」のみ記載必須＞ 以下の1～4のうち該当する項目に○印を記入の上、1・2に該当する方は勤務先(又は学校の名称)とその所在地を、3・4に該当する方は活動内容(又は事業内容)とその場所をそれぞれ記入してください。					
1 市内在勤 2 市内在学	1・2に 該当する方 →	勤務先名・学校名			
		勤務先等の所在地			
3 市内で活動 4 市内で事業	3・4に 該当する方 →	活動(事業)内容			
		活動(事業)場所			

※ 記載必須事項の記載がない場合、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

※ 年齢及び職業は、今後の施策等を検討する際の基礎資料とさせていただきます。

＜提出方法及び提出先＞

【 郵 送 】 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市文化振興課あて（消印有効）

【電子メール】 vo_bunka@nishi.or.jp

【F A X】 0798-35-4045

【 窓口提出 】 西宮市役所本庁舎5階 文化振興課